

長崎市農業委員会 令和6年5月総会 議事録

1 日 時 令和6年5月28日(火) 14:00 開会
14:55 閉会

2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(17名)

| | | | | |
|-------|--------|--------|--------|-------|
| 井川 義英 | 池田 憲二 | 岩永 一也 | 岩本 隆 | 植田 正和 |
| 尾崎 正孝 | 上川 満治 | | 永岡 亜也子 | 野中 麻美 |
| 平尾 政博 | 増田 茂 | 松尾 隆治 | 峰 忠幸 | 森保 欣也 |
| | 柳川 八百秀 | 山口 眞佐栄 | 山崎 実男 | |

5 欠席農業委員(2名)

柴原 恵 森山 安男

6 出席推進委員(23名)

| | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 今村 秀喜 | 浦川 英敏 | 川添 孝則 | 城戸 利美 | 久保 正 |
| 田中 幹生 | 鶴田 安明 | 中村 数昭 | 中山 辰也 | 野口 弘人 |
| 野口 洋太郎 | 野本 英世 | 濱口 敏夫 | 濱口 雅洋 | 本田 雅博 |
| 松浦 行信 | 松本 貞幸 | 松本 守 | 三浦 信男 | 村田 美津枝 |
| 森内 悟己 | 山口 憲昭 | 山下 和孝 | | |

7 欠席推進委員(0名)

8 出席職員

【農委事務局】 萩原事務局長 木場事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
浦上主事

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から、令和6年5月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、5月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、23名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。植田正和委員と尾崎正孝委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○植田委員・尾崎委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございます。

まず初めに、第1号議案「長崎市都市計画審議会委員の推薦について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案「長崎市都市計画審議会委員の推薦について」ご説明いたします。左上に①と記載した議案書の1ページをご覧ください。

長崎市都市計画審議会は、長崎市都市計画審議会条例に基づき設置され、長崎市の都市計画の決定、変更、廃止等について審議を行っている機関で、現在19名の委員により構成されており、農業委員会からも農林部門の学識経験者として平尾会長が委嘱されております。現委員の任期が、令和6年6月27日をもって満了となることに伴い、次期委員の選任について2ページのとおり、長崎市長から推薦依頼があったため、この議案を提出するものでございます。

3ページをご覧ください。農業委員会から推薦する委員は、第2条第2項第1号の学識経験のある者にあたり、その任期は、第3条第1項第1号の規定のとおり2年になります。附属機関の設置等に関する基準の運用方針の規定により委員の在任期間は3期又は6年以内のいずれか短い期間と制限されており、現在委員になっている平尾会長は既に3期・6年就任いただいているため、今回は平尾会長以外の委員を推薦する必要があります。先日開催した、運営委員会では柳川八百秀委員を推薦してはどうかという意見がっております。農業委員会からどなたを推薦するかについて、ご審議いただきたいと思います。

なお、資料の6ページから9ページに長崎市都市計画審議会運営規定を、10ページには現委員の一覧表を掲載しておりますので、ご参照ください。第1号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案についての説明がございましたが、この件について、何かご意見・ご質問や当該審議会委員に立候補される方はいらっしゃいませんか。立候補される方がいらっしゃらなければ、事務局から報告がありましたとおり、柳川委員を推薦しようと思っておりますがいかがですか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、柳川八百秀委員を推薦することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、柳川八百秀委員を推薦することといたします。柳川委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、潮見町の農地1筆148㎡について、〇〇〇に所在を置く〇〇が、農地所有適格法人として農地を取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。本件は4月の総会でもご審議いただいた案件で、〇〇が潮見町において、小規模基盤整備により22筆7,912㎡を整備し、ハウス3棟を建築後、イチゴの栽培を行うもので、今回は先月に引き続き、22筆のうち1筆の申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次がハウスの配置図で、青で着色した部分に3棟のハウスを建設します。また、赤で囲んだ部分が全体計画の22筆7,912㎡で、赤で着色した部分が今回の申請地になります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第2号の農地所有適格法人要件は法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件すべての要件を満たしております。現地調査につきましては、3月13日に松尾隆治農業委員、城戸利美推進委員立会いのもと、現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き11ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、蚊焼町の農地1筆240㎡について、〇〇〇の

〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が、自宅に隣接しており耕作管理がしやすいためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で250日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員から報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査についてご報告いたします。5月15日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、3番についてご説明いたします。議案書は12ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、為石町の農地2筆320㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、相続により農地を取得したが耕作の予定がないためであり、譲受人が、贈与を受け新規就農するものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが為石町〇番〇の写真。次が〇番の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で200日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員から報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。5月15日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、4番についてご説明いたします。議案書は引き続き12ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、西海町の農地1筆713㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、兼業により耕作ができないためであり、譲受人が、農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大し

たものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で190日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、5月17日に平尾政博農業委員、森山安男農業委員立会いのもと、現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、5番についてご説明いたします。議案書は13ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海尾戸町の農地4筆1,613㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、遠隔地居住により耕作できないためであり、譲受人が、農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが〇番〇の写真。次が〇番〇と〇番〇の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で350日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、今村秀喜推進委員から報告をお願いします。

○今村推進委員 現地調査についてご報告いたします。5月17日に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑でビワ、クリ、カキなどの栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、太田尾町の農地1筆について、宅

地への通路として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は平成10年ごろからすでに通路として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認をした結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。申請者所有の家屋に進入する通路部分で、平成10年ごろにコンクリート舗装を行い、通路として利用しております。雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、野口弘人推進委員より報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査についてご報告いたします。5月14日に私と峰農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は平成10年からすでに通路として使用されており、追認許可申請となりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第3号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○平尾議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地1筆783㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆783㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、10,502㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に

位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、5月17日に平尾政博農業委員立会いのもと、現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き15ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、蚊焼町の農地1筆1,576㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,576㎡について、20年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,214㎡となり、利用につきましては、レモンの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員から報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査についてご報告します。5月15日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、レモンの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、3番についてご説明いたします。議案書は16ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆770㎡のうち500㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆770㎡のうち500㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,000㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員から報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告します。5月15日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案についてご説明いたします。議案書の17ページをご覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が1件、合計筆数が1筆、合計面積が387㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する柳田町の農地1筆で、面積は387㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、中村数昭推進委員から報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査についてご報告いたします。5月15日に私と柳川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出は、2件提出されました。続きまして、資料の2ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の

市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、4件提出されました。合計6件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、5月10日に開催されました。資料は、3ページと4ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和6年度農業委員会会長・事務局長会議、研修会（前期）について」事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは報告事項3「令和6年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会（前期）」について説明します。左上に②-1と記載した報告事項3の冊子の1ページをご覧ください。令和6年5月14日から15日にかけて諫早市で開催された、標記会議に、平尾会長と萩原事務局長が出席されましたので、主な内容についてご報告いたします。

次第の項目4の情勢報告の「農業委員会をめぐる情勢と役割」については、2ページから9ページに記載のとおり、令和6年通常国会に提出され審議中の「食料・農業・農村基本法改正」に関連する法律案として、「農地の総量確保に向けた措置」に関する「農業振興地域の整備に関する法律」の改正及び「農地の適正利用に向けた措置」に関する「農地法の改正」、並びに「農地所有適格法人の経営基盤の強化」に関する「農業経営基盤強化促進法の改正」の内容についての説明がありました。詳細については後ほど資料をご確認ください。なお、11ページには、想定される今後の農政スケジュールが示されておりますので、併せてご参照ください。

1ページの次第にお戻りください。次に項目5説明・協議の(1)令和5年度の重点活動の結果と令和6年度重点活動目標等について説明がありました。資料の13ページをご覧ください。令和5年度の各農業委員会における重点活動実績数値です。目標を達成したところは網掛けになっており、長崎市では皆様のご協力のおかげで、右から3番目の農業者年金新規加入者の確保及び一番右の全国農業新聞の委員全員の購読について達成できております。

資料14ページをご覧ください。「令和6年度重点活動数値目標」が示されております。前年度に引き続き、④の農業者年金の新規加入者は3名、⑤の全国農業新聞の購読部数目標は120部などが設定されております。目標に向けてご協力いただきますようお願いいたします。

資料15ページをご覧ください。農地利用の最適化の実践活動として、令和5年度は、「3年間の任期中に担当地区の全農家に声掛けを」をスローガンに、「農家との絆を深める運動」に取り組むこととされていましたが、令和6年度は、「ひと月に1戸以上の農家に戸別訪問」をスローガンとする「ながさき農業委員会1・1運動」に取り組むこととなります。なお、この取り組みの詳細につきましては、後日正式な通知がなされた後に説明させてい

たきます。

その他、1 ページの次第に記載のとおり協議や意見交換が行われております。今回、掲載していない資料については、事務局で閲覧ができますのでご興味のある方は事務局に申しつけてください。

また、翌日 15 日は、農業技術開発センターにて現地調査を行っております。内容については、資料 16 ページに記載のとおりで、最新の農業技術やスマート農業の研究成果などについての説明を受けた後、AI 花き自動栽培システムと可給態窒素の簡易分析についての実演を見学しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見・ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 それでは引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、「その他の事項 1 全国農業新聞定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。左上に③としました、その他の事項の冊子の 1 ページをご覧ください。

令和 6 年度の目標部数は、まだ正式な通知はきておりませんが、120 部となる見込みです。現在の購読部数は、先月の報告以降 2 件の中止の申し出がありましたので、110 部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、その他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料の 2 ページから 3 ページに令和 6 年度上半期の活動記録集計表を掲載しております。先月の総会で決定しましたとおり、今年度の平均活動月日数は 8 日と設定していますので、週に 1 回「農地の見守り活動」及び「声かけ活動」を行っていただき、目標達成に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。その他の事項 1 及び 2 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項 3「令和 6 年 6 月、7 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 ありがとうございました。それでは、これで5月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。